

●● 資 料 ●●

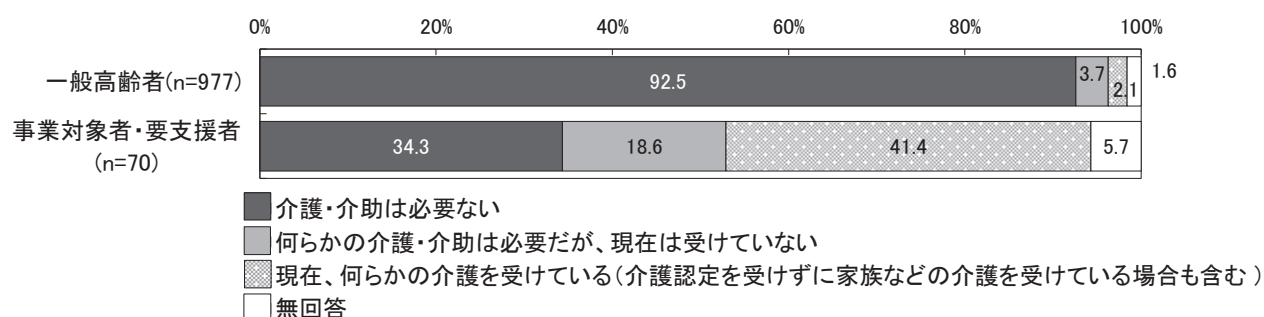
1 アンケート調査の結果(抜粋)

(1) 高齢者の暮らしについての調査

① 介護・介助の必要性

介護・介助の必要性について、『介護・介助が必要』と回答した人の割合は、一般高齢者で5.8%、事業対象者・要支援者で60.0%となっています。

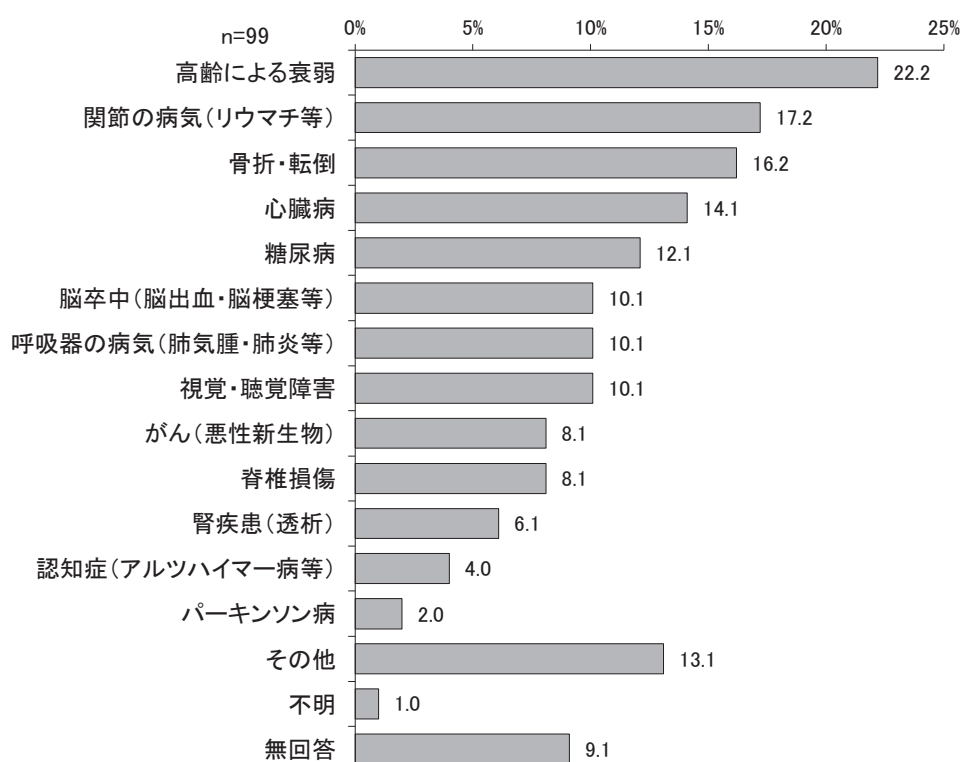
[図] 介護・介助の必要性(対象者区分別)



② 介護・介助が必要になった原因

介護・介助が必要になった原因について、「高齢による衰弱」に続いて、「関節の病気(リウマチ等)」、「骨折・転倒」が高くなっています。

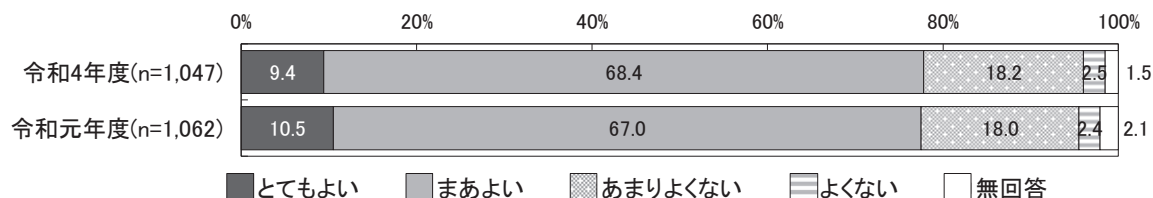
[図] 介護・介助が必要になった原因



③ 主観的健康感

現在の健康状態について、『よい』（「とてもよい」＋「まあよい」）と回答した人の割合は77.8%となっています。

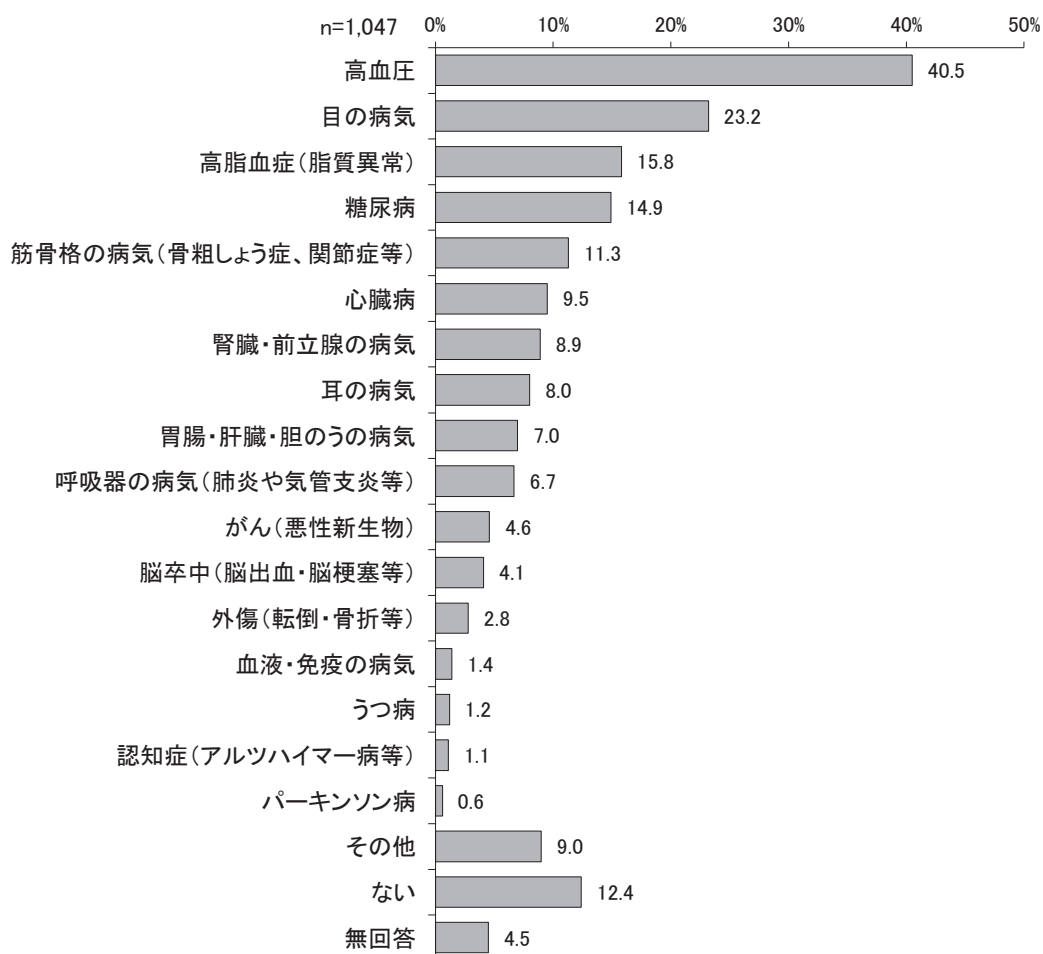
〔図〕主観的健康感(前回調査結果との比較)



④ 現在治療中または後遺症のある病気

現在治療中または後遺症のある病気について、「高血圧」と回答した人の割合が40.5%と最も高く、「目の病気」(23.2%)、「高脂血症(脂質異常)」(15.8%)、「糖尿病」(14.9%)が続いています。

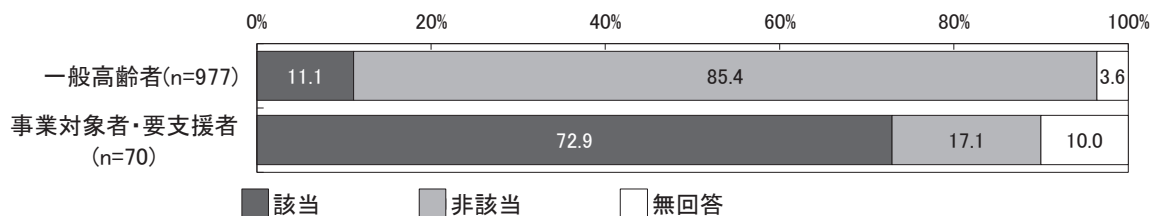
〔図〕現在治療中または後遺症のある病気



⑤ 各種リスクの状況

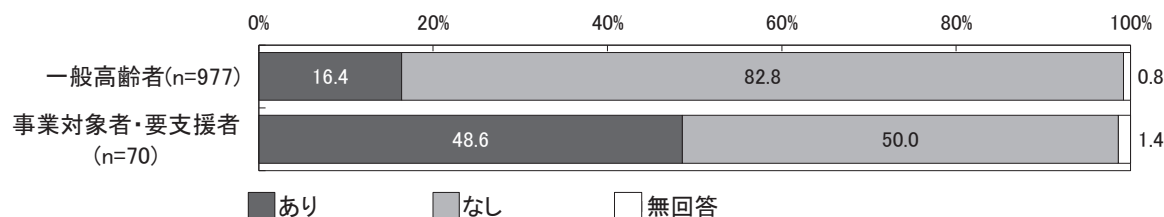
運動器機能が低下している人の割合は、一般高齢者で11.1%、事業対象者・要支援者で72.9%となっています。

〔図〕 運動器機能の低下(対象者区分別)



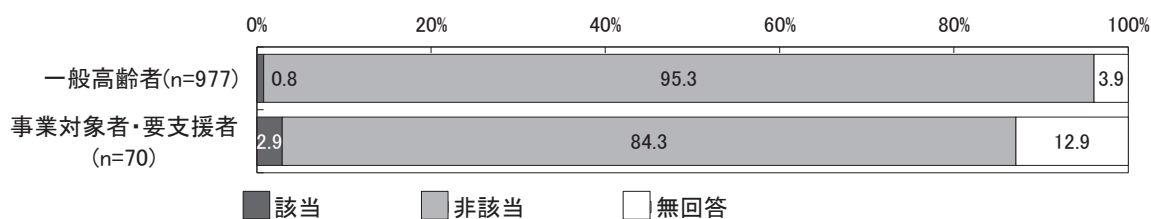
閉じこもり傾向がある人の割合は、一般高齢者で16.4%、事業対象者・要支援者で48.6%となっています。

〔図〕 閉じこもり傾向(対象者区分別)



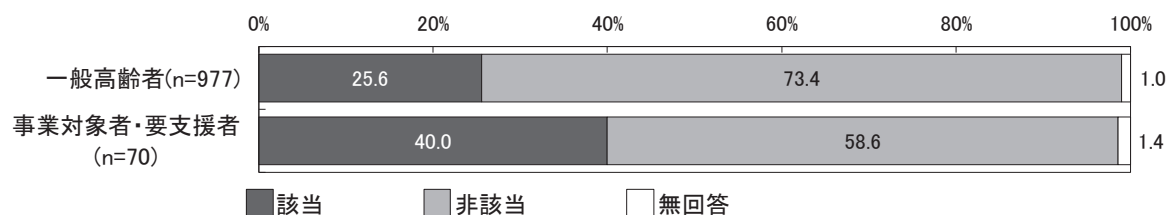
低栄養が疑われる人の割合は、一般高齢者で0.8%、事業対象者・要支援者で2.9%となっています。

〔図〕 低栄養(対象者区分別)



口腔機能が低下している人の割合は、一般高齢者で25.6%、事業対象者・要支援者で40.0%となっています。

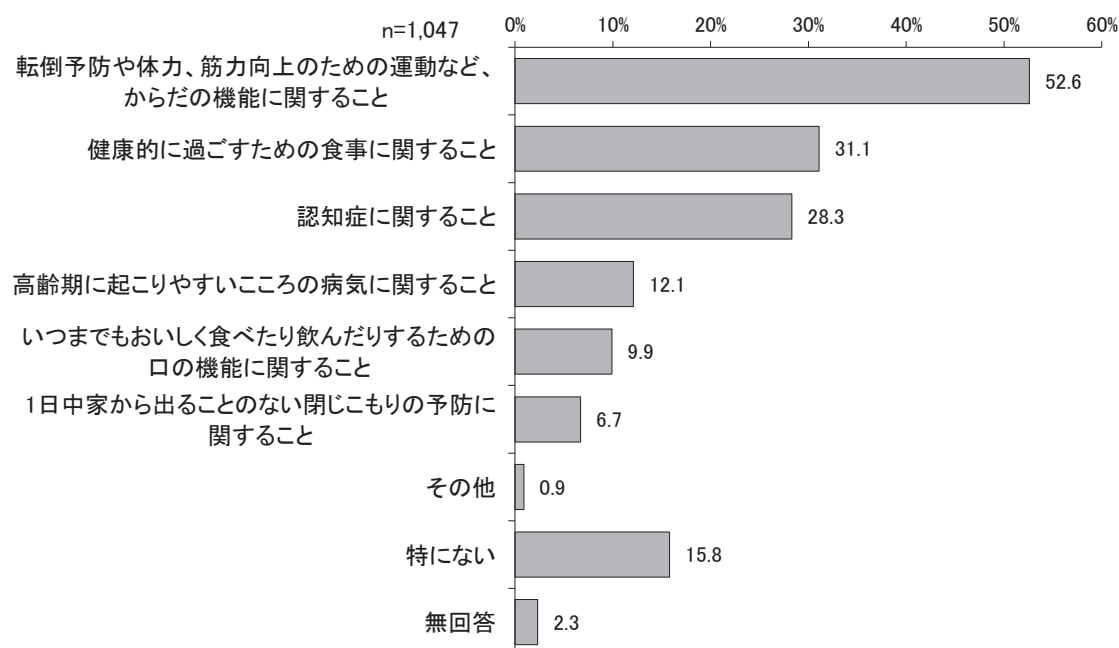
〔図〕 口腔機能の低下(対象者区分別)



⑥ 今後も自分らしい生活続けるために知りたいことややってみたいこと

今後も自分らしい生活続けるために知りたいことややってみたいことについて、「転倒予防や体力、筋力向上のための運動など、からだの機能に関すること」と回答した人の割合が52.6%と最も高く、「健康的に過ごすための食事に関すること」（31.1%）、「認知症に関すること」（28.3%）が続いています。

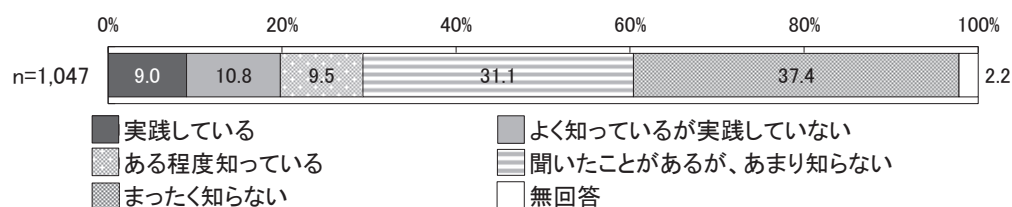
〔図〕 今後も自分らしい生活続けるために知りたいことややってみたいこと



⑦ シルバーリハビリ体操の認知度

シルバーリハビリ体操の認知度について、『知っている』（「実践している」＋「よく知っているが実践していない」＋「ある程度知っている」）と回答した人の割合は29.3%となっています。

〔図〕 シルバーリハビリ体操の認知度

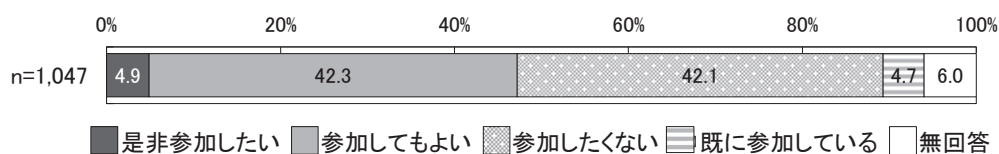


⑧ 地域づくりの活動への参加意向

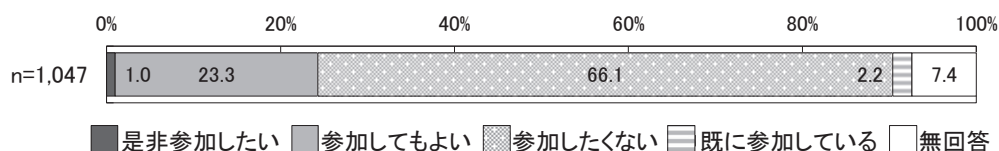
健康づくり活動や趣味等のグループ活動等、いきいきした地域づくりの活動への参加者としての参加意向について、『参加したい』（「是非参加したい」＋「参加してもよい」）と回答した人の割合は47.2%となっています。

また、企画・運営としての参加意向については、『参加したい』（「是非参加したい」＋「参加してもよい」）と回答した人の割合は24.3%となっています。

〔図〕 地域づくりの活動への参加者としての参加意向



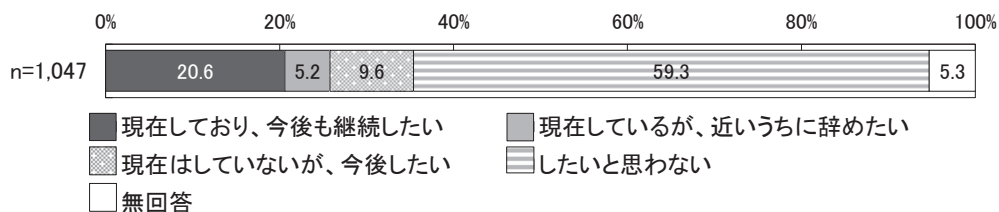
〔図〕 地域づくりの活動への企画・運営としての参加意向



⑨ 就労意向

今後の就労意向について、『仕事をしたい』（「現在しており、今後も継続したい」＋「現在はしていないが、今後したい」）と回答した人の割合は30.2%となっています。

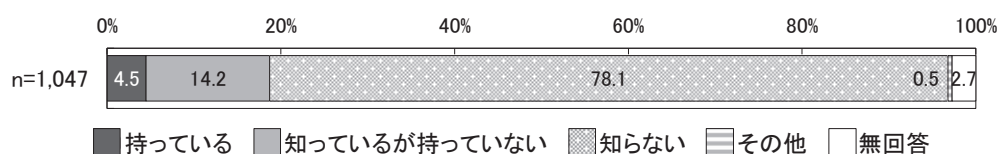
〔図〕 就労意向



⑩ 「すこくまポイントカード」の認知度

「すこくまポイントカード」の認知度について、「持っている」と回答した人の割合は4.5%となっています。

〔図〕 「すこくまポイントカード」の認知度

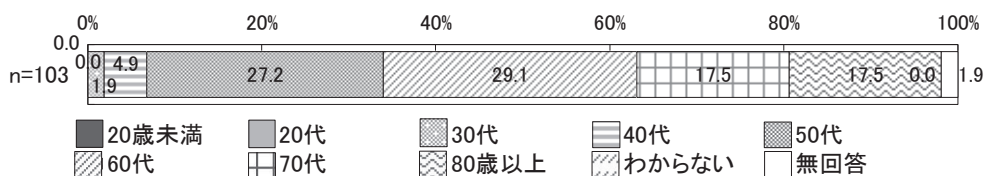


(2) 在宅介護実態調査

① 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢について、「60代」と回答した人の割合が29.1%、「50代」と回答した人の割合が27.2%、『70歳代以上』（「70代」＋「80歳以上」）の高齢の介護者の割合が35.0%となっています。

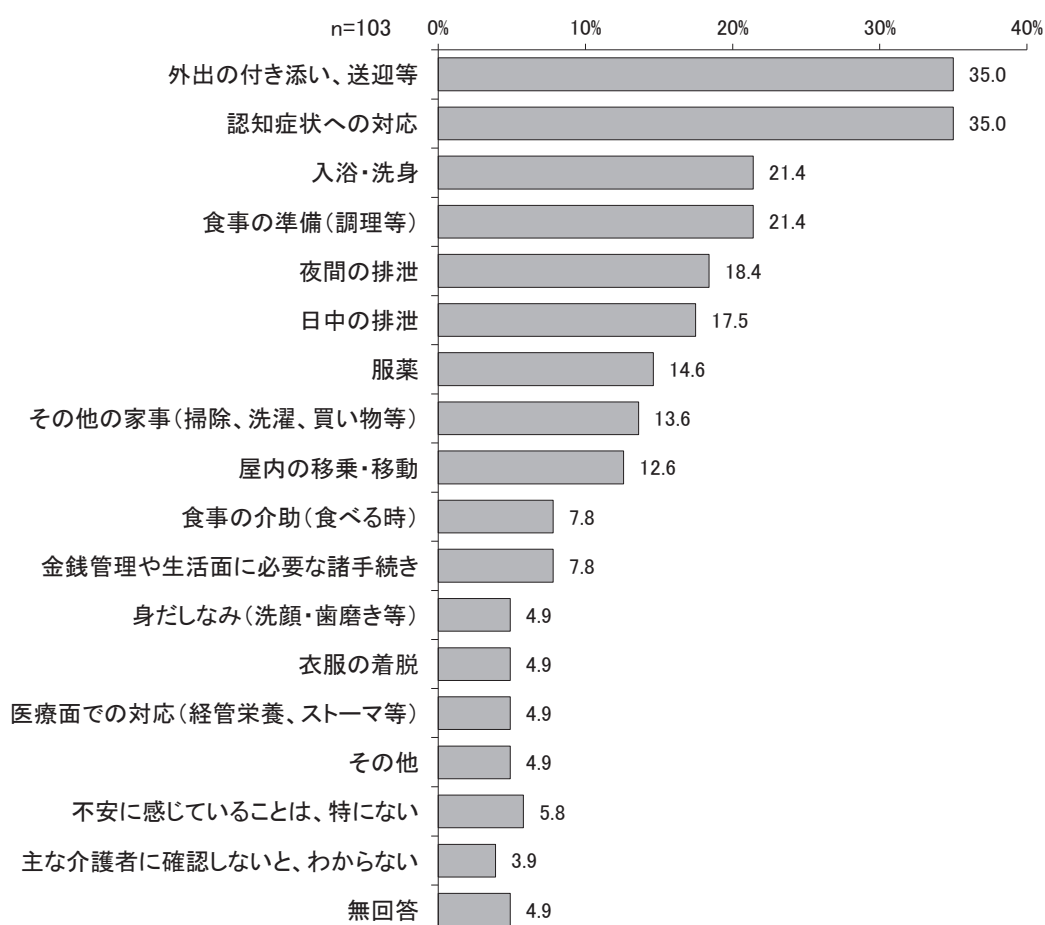
〔図〕 主な介護者の年齢



② 現在の生活を継続していく上で、不安に感じる介護

現在の生活を継続していく上で不安に感じる介護について、「外出の付き添い、送迎等」「認知症状への対応」と回答した人の割合が35.0%と最も高く、「入浴・洗身」「食事の準備（調理等）」（21.4%）が続いています。

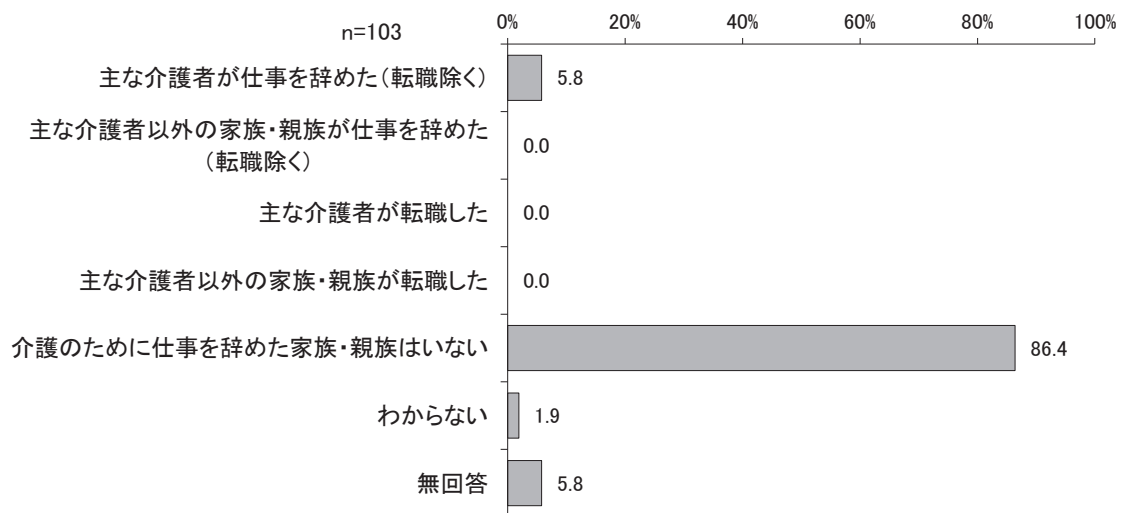
〔図〕 現在の生活を継続していく上で、不安に感じる介護



③ 過去1年間に介護のため退職した家族・親族の有無

過去1年間に介護のため退職した家族・親族の有無について、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」と回答した人の割合は5.8%となっています。

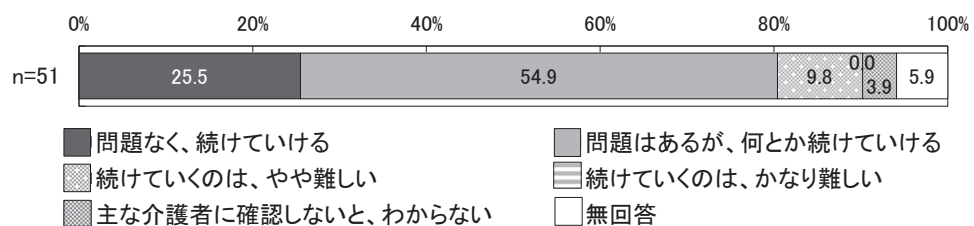
〔図〕 過去1年間に介護のため退職した家族・親族の有無



④ 就労しながらの介護の継続

現在就労している介護者のうち、就労しながらの介護について、「続けていくのは、やや難しい」と回答した人の割合は9.8%となっています。

〔図〕 就労しながらの介護の継続



2 熊野町保健福祉推進協議会設置要綱

平成5年7月1日

告示第62号

(設置目的)

第1条 住民が安心して生活できる潤いに満ちた地域社会を築くため、保健福祉サービスのあり方並びに住民の自助的な努力及び互助的な活動のあり方等について審議し、もって「健康でしあわせに暮らせるまち」熊野町の実現に寄与することを目的として、熊野町保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を調査し、研究する。

- (1) 住民の福祉を増進するための社会的環境の基盤整備に関すること。
- (2) 保健福祉サービスの普及及び健康づくり等の啓発に関すること。
- (3) 保健福祉サービスに対する住民のニーズの把握及び各種サービスの整備に関すること。
- (4) 保健福祉サービスの供給体制に関すること。
- (5) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の代表者
- (2) 地域医師会等の代表者
- (3) 社会福祉協議会の役職員
- (4) 社会福祉施設の役職員
- (5) 民生委員協議会の代表者等
- (6) 住民組織の代表者等
- (7) 学識経験者
- (8) 町福祉、保健及び医療担当部門の職員
- (9) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門協議会等)

第6条 協議会に、専門事項を協議するため、各種専門協議会を設置する。

- 2 専門協議会は、別表に掲げるものとし、必要に応じて追加設置できるものとする。

3 専門協議会の委員は、25人以内をもって、保健医療福祉関係団体・機関等に属する者のうちから会長が選任する。

4 第4条第2項及び前条の規定は、専門協議会について準用する。

5 協議会は、その決議により、専門協議会の議決をもって協議会の決定とすることができる。
(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年1回とし、臨時会は会長が必要と認める場合にこれを開催する。

3 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

4 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開催することができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

6 会議には、必要に応じ委員以外の参考人等を出席させることができる。

7 前4項の規定は、専門協議会について準用する。この場合において、規定中「会長」とあるのは「専門協議会の会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会及び専門協議会の庶務は、別表に掲げる各課において処理する。

(委任規定)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年7月7日告示第65号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月29日告示第34号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月22日告示第31号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月12日告示第89号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年8月20日告示第123号抄）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第46号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第40号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条及び第8条関係）

協議会名		協議事項	庶務
熊野町保健福祉推進協議会		・保健福祉全般にわたる施策の推進方策の検討に関すること。 ・専門協議会の運営及び専門協議会において協議する各計画の総合調整に関すること。 ・その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。	社会福祉課
専門協議会	熊野町高齢者保健福祉推進協議会	・高齢者支援施策の推進に関すること。 ・「熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の改正及び進捗管理に関すること。 ・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。	高齢者支援課
	熊野町地域自立支援協議会	・障害者支援施策の推進に関すること。 ・障害者の自立に向けた支援方策の検討に関すること。 ・「熊野町障害者保健福祉計画・障害福祉計画」の改正及び進捗管理に関すること。 ・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。	社会福祉課
	熊野町次世代育成支援対策推進協議会	・子育て支援施策の推進に関すること。 ・「熊野町次世代育成支援行動計画」の改正及び進捗管理に関すること。 ・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。	子育て支援課
	健康くまの推進協議会	・生活習慣病予防対策の推進に関すること。 ・「笑顔はな咲く健康くまの21」の改正及び進捗管理に関すること。 ・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。	健康推進課

3 高齢者保健福祉推進協議会委員名簿

委員名	所属団体等役職名	区分
宗盛 修	熊野町医師会の代表者(推薦)	医療関係者
岡田 信彦	熊野町歯科医師会の代表者(推薦)	医療関係者
大岩 生子	熊野町薬剤師会の代表者(推薦)	医療関係者
中島 数宜	熊野町議会の代表者(推薦)	町議会
	熊野町自治会(1号被保険者)の代表者(推薦)	住民組織
中島 美智子	熊野町民生委員・児童委員協議会の代表者(推薦)	民生委員・児童委員協議会
猪原 光昭	社会福祉法人成城会の役職員(推薦)	社会福祉施設
大谷 晴美	医療法人社団古川医院の役職員(推薦)	社会福祉施設
荒谷 精二	熊野町老人クラブ連合会の代表者(推薦)	住民組織
平尾 貴子	熊野町自治会(2号被保険者)の代表者(推薦)	住民組織
横山 大治	熊野町社会福祉協議会の代表者(推薦)	社会福祉協議会

熊 野 町
高齢者保健福祉計画
第9期介護保険事業計画

発行年月 令和6（2024）年3月

発 行 熊野町

編 集 熊野町健康福祉部高齢者支援課

〒731-4292

広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

TEL : 082-820-5605 FAX : 082-854-8009

E-mail: korei@town.kumano.lg.jp